

事務局による企業情報更新に係る
キャリアタス UC 利用約款改定のお知らせ

キャリアタス UC をご利用中の各社様にご登録いただきました企業情報につきまして、客観的にみて明白な誤りが認められた場合に限り、ご利用各社様および利用学校・学生の利益に資する目的で、事務局による企業情報の更新を行えるよう、キャリアタス UC 利用約款の一部を 2020 年 8 月 7 日より改定いたします。

■対象となる条文

第 7 条（キャリアタス UC へのインターンシップ情報および採用情報の掲載）

1 項

<変更前>

事業者は、事業者の会社情報、インターンシップ情報および採用情報等（以下「会社情報等」といいます。）を事業者の端末等からキャリアタス UC に直接登録し、利用学校独自の審査を通過した場合に、キャリアタス UC 上に掲載するとともに、学生等からの応募をキャリアタス UC 等の任意の WEB サイトを通じて受け付けることができるものとします。この場合、事業者は、各利用学校の定める掲載基準（以下「掲載基準」といいます。）があることを予め承諾し、会社情報等を自己の責任と判断において適宜登録するものとします。

<変更後：以下の条文を追加>

なお、事業者により登録された会社情報等につき客観的にみて明白な誤りが認められた場合には、該当する情報をディスクが変更する必要があることを事業者は予め承諾します。

ご質問・ご確認等は、弊社営業担当もしくはキャリアタス UC カスタマーサポート
（メールアドレス：uc-corp@disc.co.jp）までお問い合わせください
